

平成 30 年 12 月 3 日 議会 全員協議会 建設工事請負変更契約の締結について〔公共八橋地区(30-1 工区)工事〕 資料 上下水道課	
目 的	平成 30 年 5 月 22 日付で契約を締結した、公共八橋地区(30-1 工区)工事について、地方自治法第 96 条第 1 項及び琴浦町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条に基づき、50,000 千円以上の工事請負契約の締結を行うもの。
内 容	<p>1 当初契約</p> <p>(1) 工事名 公共八橋地区(30-1 工区)工事</p> <p>(2) 工事場所 琴浦町大字八橋</p> <p>(3) 工事完成期限 平成 30 年 10 月 31 日</p> <p>(4) 請負金額 44,161,200 円</p> <p>(5) 契約の方法 指名競争入札</p> <p>(6) 契約者</p> <p>(ア) 住所 鳥取県東伯郡琴浦町大字松谷 5-1</p> <p>(イ) 氏名 株式会社若松組 代表取締役 川瀬 光知夫</p> <p>2 第 1 回変更契約</p> <p>(1) 変更契約日 平成 30 年 10 月 19 日</p> <p>(2) 変更内容 工事完成期限の延期 当初：平成 30 年 10 月 31 日 変更：平成 30 年 12 月 28 日</p> <p>3 第 2 回変更契約（今回議案）</p> <p>(1) 変更請負金額 76,103,280 円</p> <p>(2) 増額 31,942,080 円</p> <p>(3) 工期延期 平成 31 年 1 月 31 日まで</p> <p>4 主な変更内容と変更理由</p> <p>(1) 開削から簡易推進への工法変更 当初、開削工法で水路の下越しによる下水道管布設を計画していたが、工事を進める中で、水路を保護するコンクリート巻き立てや水路上のコンクリート擁壁などの支障物が出現したため、国交省と協議した結果、簡易推進工へ変更し、それに伴う施工前後の路面下空洞調査を国交省の指示により追加した。</p> <p>(2) 交通誘導員の増員並びに施工日数の増加 当初 3 人で設計していたが、交通量が多く、安全施工に配慮するため、交差点 5 箇所、店舗や病院 3 箇所に交通誘導員を増員配置した。 また、日々仮舗装して交通開放する必要があり、1 日当りの施工量が通常の半分以下となったため、施工日数が当初予定の 40 日から 97 日に増加した。</p>

(ア) 交通誘導員

当初 3人×施工日数40日＝延べ120人

変更 約10人×施工日数97日＝延べ975人

(イ) 規制車両

当初 2台×施工日数40日＝延べ80台

変更 2台×施工日数97日＝延べ194台

(3) 破砕費と撤去費用の増加

国道9号の既設舗装厚が当初設計より厚く、破砕費と撤去費用が増加した。

当初 舗装厚 15cm 処分量 394.3t

変更 舗装厚 20～30cm 処分量 731.6t

(4) 工事完成期限の延期

推進施工後の施工(本舗装・マンホール設置・区画線工等)が年末年始の工事抑制期間の始期(12/22)を越える恐れがあるため、工期を延期する。

5 議会議決が遅延した理由

請負業者から「工事に関する協議書」の数度の提出を受け、国交省との協議を行ってきた。設計変更後の予定価格が要議決額以上となることが判明した時点で、議会の議決を得た上で変更契約を締結すべきであった。しかし、変更契約すべき明確な基準がなく、最終的な変更数量の取りまとめ及び積算後に、議会の議決を経て5千万円以上の最終変更契約を行なうものと認識していたことが原因である。

6 再発防止について

(1) 変更契約の取り扱いの明確化

従来、鳥取県の要領等を準用することとして運用してきたが、このたびの事案を受けて、町独自に必要な以下の要領を整備し、管理職をはじめとする職員に対し周知徹底を行う。

(ア) 設計変更に伴う契約変更事務取扱要領

設計変更及びこれに伴う契約変更の取扱いについて、協議書等で対応ができる範囲と変更契約を行うべき基準を明確化するもの。

(イ) 工事に関する協議書等取扱要領

協議書等の決裁権者の区分等を定めるもの。

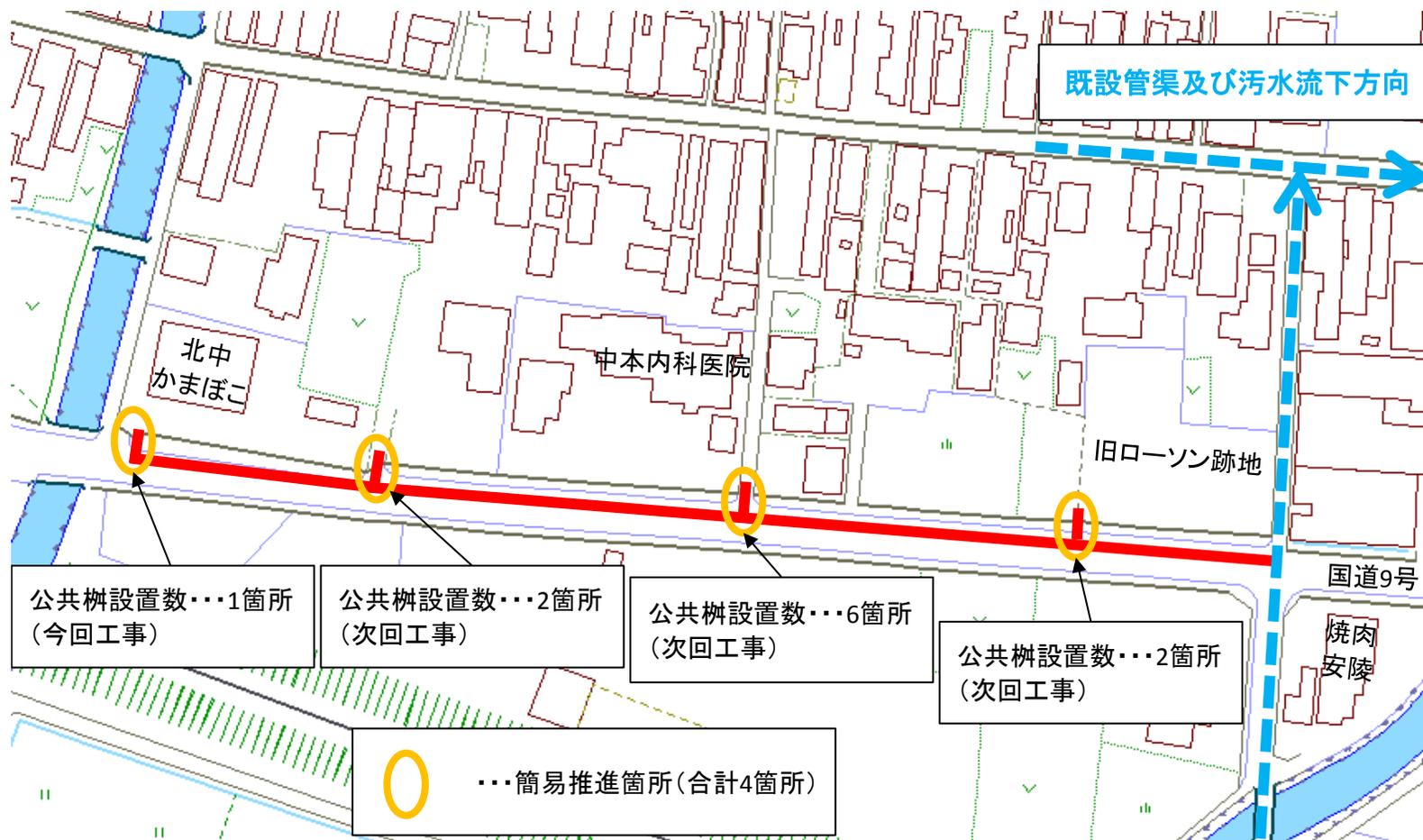
(2) 工事施工管理のチェック

工事施工について、事業担当課とは別にチェックする体制を整える。

# 公共八橋地区(30-1工区)工事

施工延長 L= 286.00m

## 施工位置図及び 簡易推進箇所図

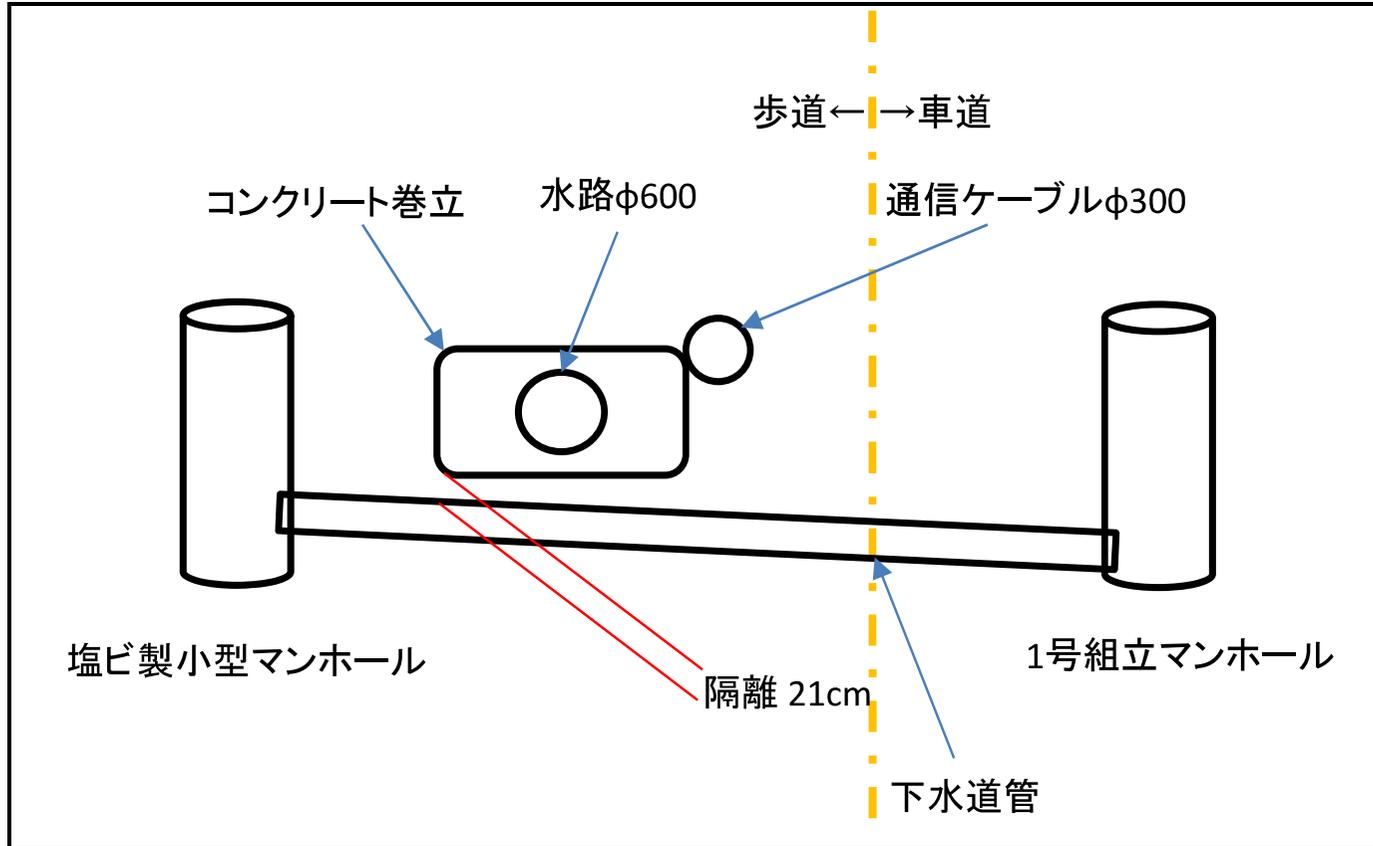


### 【本工事施工の下水道管渠】

- ・下水道管(塩ビ管φ150) L=286.00m
- ・組立1号マンホール 8箇所
- ・汚水枘取付 2箇所
- ・塩ビ製小型マンホール 1箇所

# 横断面図

主な変更内容と変更理由(1)に関する、地下埋設物の位置関係は下記の通り。



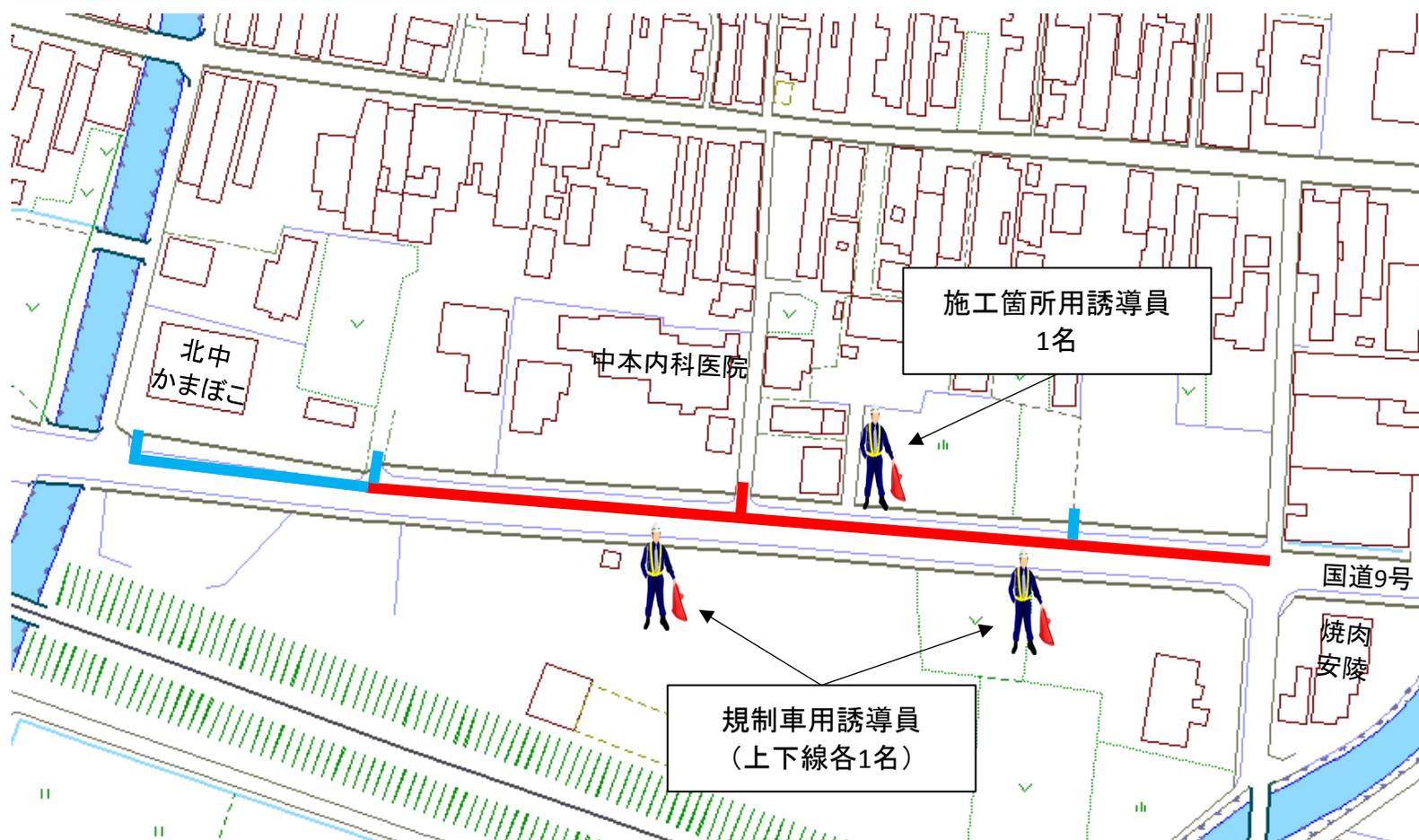
資料2

主な変更内容と変更理由(2)に関する、当初設計時の誘導員配置図。

公共八橋地区(30-1工区)工事  
交通誘導員配置図

当初設計

N

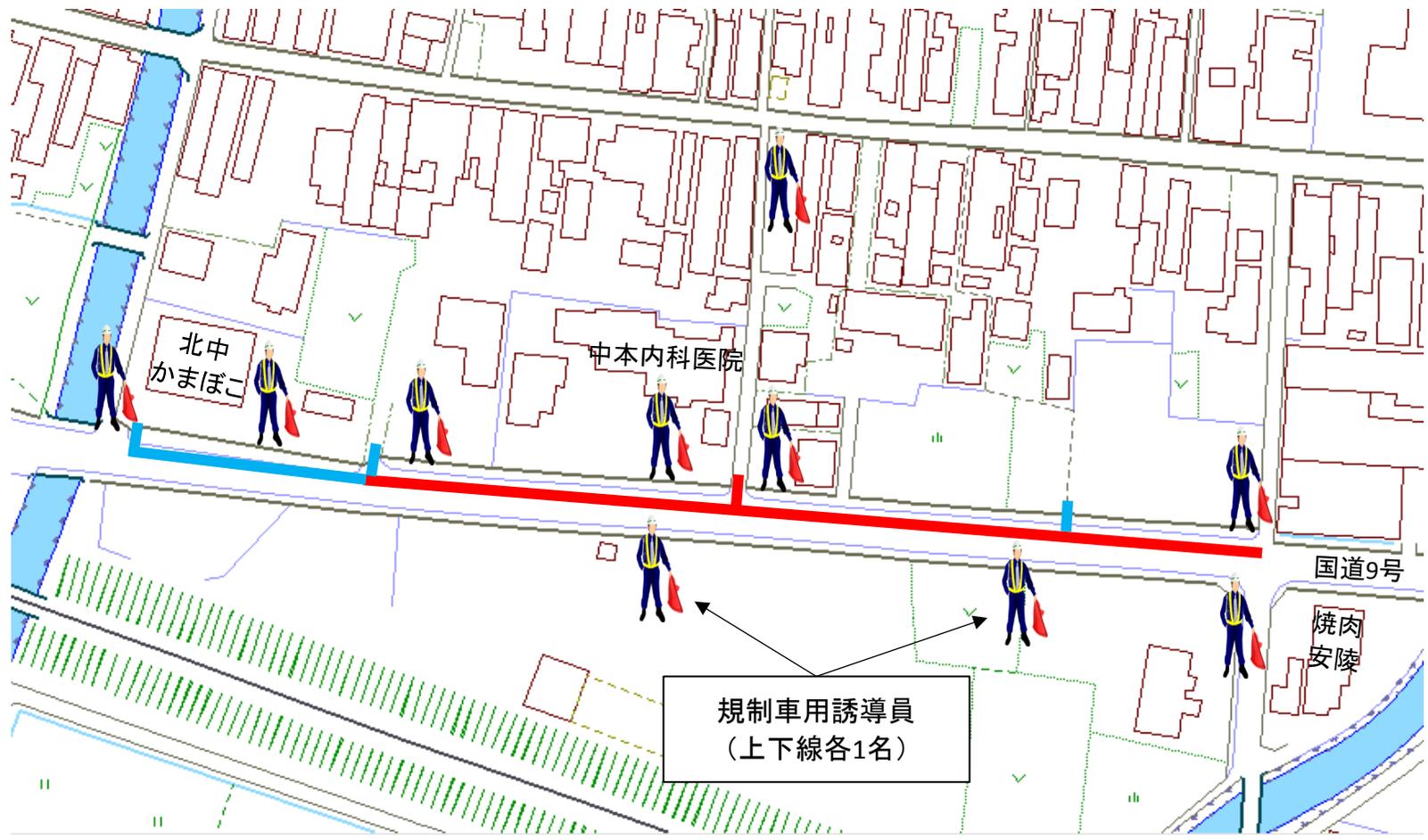


資料3-1

主な変更内容と変更理由(2)に関する、変更後の誘導員配置図。

公共八橋地区(30-1工区)工事  
交通誘導員配置図【例】  
※施工位置により増減があります。

変更後



※交差点、町道及び各店舗の出入口に配置。

## 資料4

## 工事費内訳書

## 【 工事費内訳 】

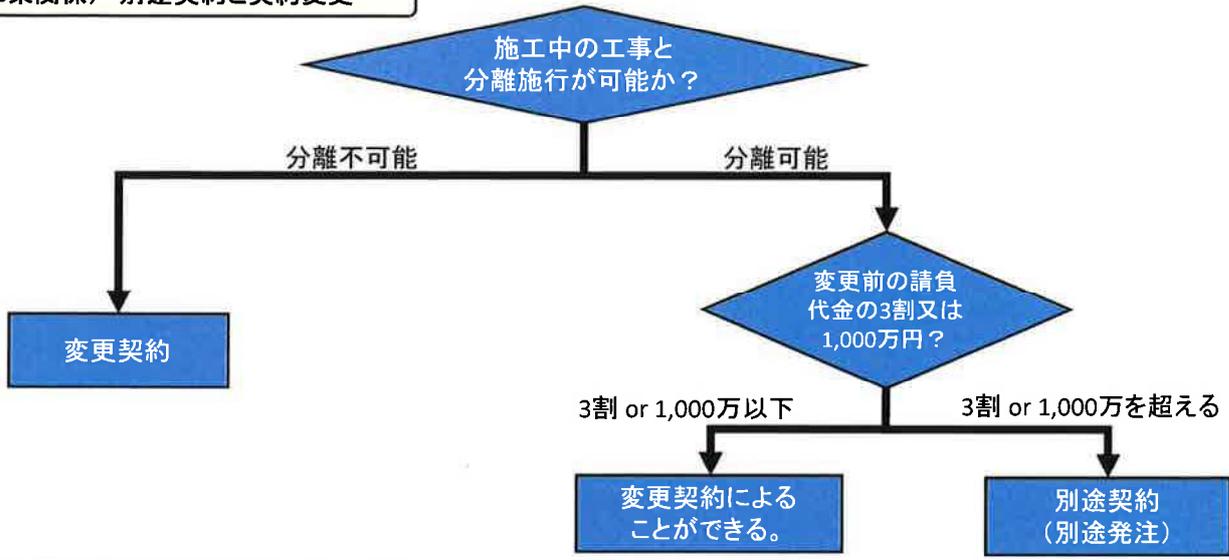
(単位:円)

			当初	変更	増減	備考
本工事費	管路	管渠工(開削)	6,748,207	6,936,870	188,663	
		管渠工(簡易推進)	0	2,437,720	2,437,720	(1)
		マンホール工	2,130,855	2,171,871	41,016	
		取付管及びます工(開削)	299,824	218,819	-81,005	
		取付管工(簡易推進)	0	815,973	815,973	(1)
		付帯工	11,330,524	14,613,866	3,283,342	(3)
		仮設工	1,524,000	11,068,394	9,544,394	(2)
直接工事費計			22,033,410	38,263,513	16,230,103	a
共通仮設費	事業損失防止施設費	空洞調査	0	1,187,988	1,187,988	(1)
	運搬費	仮設材運搬	59,200	106,560	47,360	
	安全費	規制車	871,520	2,113,436	1,241,916	(2)
	共通仮設費	共通仮設費	3,118,000	4,798,000	1,680,000	
共通仮設費計			4,048,720	8,205,984	4,157,264	b
現場管理費			9,313,000	15,249,000	5,936,000	c
一般管理費等			5,700,870	9,103,503	3,402,633	d
工事価格			41,096,000	70,822,000	29,726,000	a+b+c+d
消費税相当額(8%)			3,287,680	5,665,760	2,378,080	
工事費(設計)			44,383,680	76,487,760	32,104,080	
請負金額			44,161,200	76,103,280	31,942,080	

工事費内訳の主な事項について、変更内容(1)～(3)を備考欄に記す。

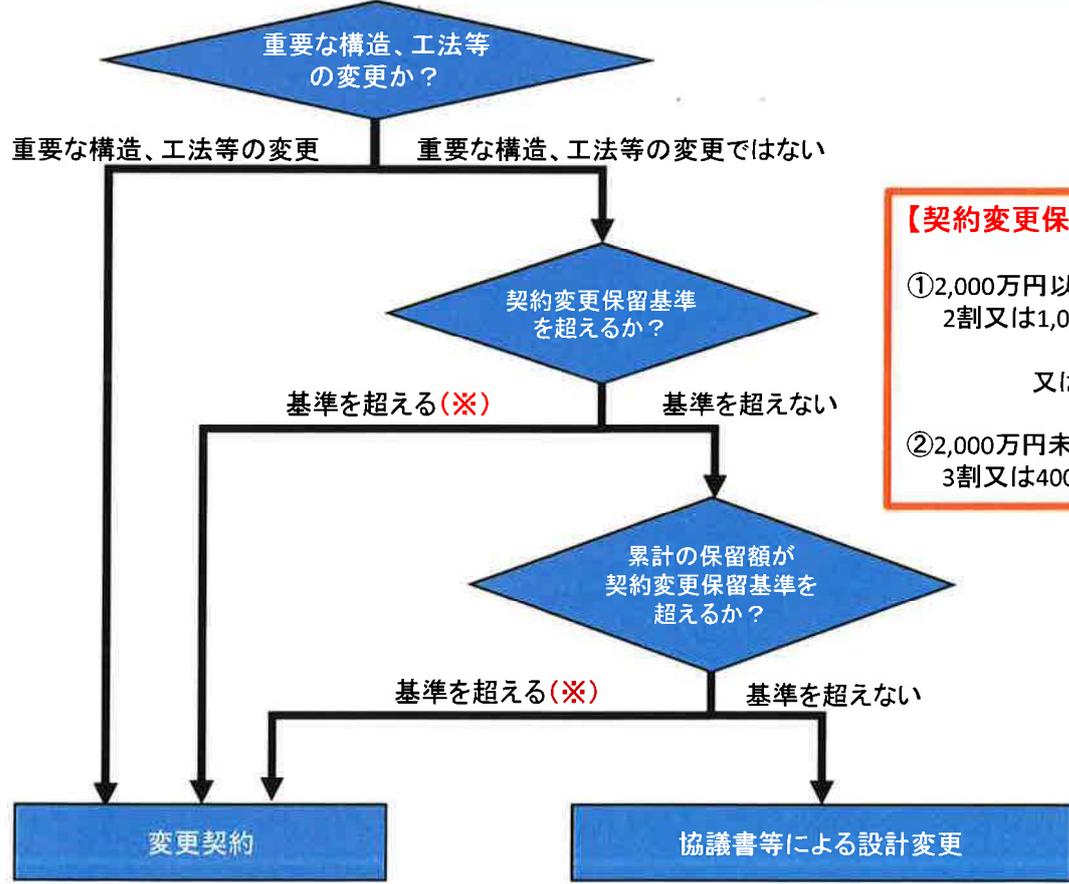
設計変更に伴う契約変更事務取扱要領

(第3条関係) 別途契約と契約変更



(第4条関係) 契約変更の手続

※ 契約変更保留額の累計により、変更後の設計金額が5,000万円以上となるときは、速やかに議会議決より変更契約を行う。



**【契約変更保留基準】**  
 ①2,000万円以上の工事の場合  
 2割又は1,000万円以下  
 又は  
 ②2,000万円未満の工事の場合  
 3割又は400万円以下

決裁区分

設計変更の内容	決裁区分
増減なし 又は 増減額が30万円未満の変更	担当課長
増減額が50万円未満の変更	総務課長
増減額が100万円未満の変更	副町長
増減額が100万円以上の変更	町長